(2)　公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 都市整備部港湾局 | 公有財産台帳管理システムに、「工作物」として登録すべき工事について、誤って「建物」として登載されていた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事名 | 竣工日 | 契約金額（円） |
| 堺泉北大浜地区堺13号上屋高圧電気設備更新工事 | 平成26年２月24日　 | 12,547,500 |

 | 【是正を求めるもの】公有財産台帳管理システムへ修正登録するとともに、適正な事務処理を行われたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】（台帳の取得事項）第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略）（各台帳の登録事項）第11条　個々の台帳に共通する事項欄の登録は、次の各号に掲げるとおりとする。（6）分類、区分、数量等単位欄　登録に当たっては、別表１「公有財産種別種目整理表」に掲げる分類、区分、数量等単位より選択し登録する。別紙１　公有財産種別種目整理表（抜粋）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別コード | 種別 | 種目コード | 種目名称 | 数量単位 |
| ９ | 工作物 | 129 | 保管施設(港湾） | 個 |

 |

 | 誤って「建物」に台帳登載していた「工作物」については、公有財産台帳管理システムにおいて修正登録を行った。　また、台帳登載内容の誤りを防止するため、公有財産システムへの登録の際、複数人で確認するよう局内で周知徹底した。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 都市整備部　港湾局 | 改修工事（旧資産の一部の取替を伴うもの）に伴い、旧資産の滅失が生じているにもかかわらず、公有財産台帳上の除却処理を行っていなかった。

|  |  |
| --- | --- |
| 資産名称 | 新規資産の取得金額（円） |
| 岸和田水門運転操作設備 | 20,475,000 |
| 岸和田水門航路用信号機 | 63,000,000 |

いずれも担当者が、除却処理を失念していたものであるが、旧資産が「設備一式」として登載されており、一部の除却処理を行う場合の除却価格について明確な算出ルールがないため、事務処理が難しくなっている。 | 【是正を求めるもの】本改修工事については、公有財産台帳管理システム上の除却登録をするとともに、適正な事務処理を行われたい。 | 改修工事により滅失が生じている旧資産については、公有財産台帳管理システムにおいて、除却登録を行った。また、除却処理漏れを防止するため、工事担当者から公有財産台帳担当者への連絡を徹底するとともに、公有財産システムへの登録の際、除却内容を複数人で確認するよう局内で周知徹底した。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 都市整備部　港湾局 | 平成25年度に撤去した財産について、公有財産台帳管理システムによる公有財産台帳上の除却処理を行っていなかった。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 財産名称 | 撤去日 | 取得価額 | 簿価 |
| 浮桟橋 | 平成26年３月14日 | 88,065,000 | 1 |
| 堺13号上屋　定温燻蒸設備 | 平成26年２月24日 | 554,391,000 | 1 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 【是正を求めるもの】公有財産台帳管理システム上の除却登録をするとともに、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】（台帳の異動登録）第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）（台帳価格）第12条（5） 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。ア　台帳に登録のある一財産単位で滅失した　場合登録されている取得価額を除却する。イ　台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。 |

 | 撤去により滅失が生じた浮桟橋及び改修工事により一部滅失が生じている旧資産については、公有財産台帳管理システムにおいて除却登録を行った。また、除却処理漏れを防止するため、工事担当者から公有財産台帳担当者への連絡を徹底するとともに、公有財産システムへの登録の際、複数人で確認するよう局内で周知徹底した。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 都市整備部　港湾局 | 平成25年度に完了した泉州海岸水門遠隔操作設備工事（港湾局の公有財産台帳登載金額合計219,317,700円）について、公有財産台帳管理システムによる公有財産台帳への登載金額を誤っていた。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 財産名称 | 公有財産台帳登載金額 | あるべき取得価額 | 差額 |
| 遠隔監視岬 | 90,760,805 | 40,464,900 | 　50,295,905 |
| 遠隔監視貝塚 | 55,842,882 | 77,690,550 | △21,847,668 |
| 遠隔監視岸和田 | 43,628,408 | 60,697,350 | △17,068,942 |
| 遠隔監視泉大津 | 29,085,605 | 40,464,900 | △11,379,295 |

 | 【是正を求めるもの】公有財産台帳管理システムへ適切な取得価額で修正登録するとともに、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】（台帳の取得登録）第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略）（台帳の異動登録）第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）（台帳価格）第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。（1）当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。 |

 | 登載金額を誤っていた工作物については、公有財産台帳管理システムにおいて適切な取得価額で修正登録を行った。　また、台帳登載金額の誤りを防止するため、公有財産システムへの登録の際、複数人で確認するよう局内で周知徹底した。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 都市整備部　港湾局 | 工作物の詳細設計を対象とした堺泉北上屋電気設備等調査設計委託に関する支出（9,979,200円）の公有財産台帳への登載について、工事完了による引渡しが、平成25年度末時点でも完了していないものも含めて登録していたため、工作物が8,352,590円過大（建設仮勘定が同額過小）となっていた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 財産名称 | 設計料支出内訳（円） | 完了日 |
| 泉北５号上屋 | 416,133 | 平成26年度 |
| 堺６号上屋 | 3,760,162 | 同上 |
| 堺７号上屋 | 3,760,162 | 同上 |
| 堺８号上屋 | 416,133 | 同上 |
| 合計 | 8,352,590 |  |

 | 【是正を求めるもの】公有財産台帳管理システムへ修正登録するとともに、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】（台帳の取得登録）第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。（1）財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。（2）建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。（以下略）（台帳の異動登録）第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。なお、登録を行う際の事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。（1）財産の一部の買入れ、交換等による所有権の取得又は喪失については、その所有権の取得又は喪失の日。（2）財産の所管換え、引継ぎは公有財産引継書に記載された日。（3）建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。（以下略） |

 | 引渡しが完了していない資産については、公有財産台帳管理システムにおいて修正登録を行った。　また、台帳登載時期の誤りを防止するため、公有財産システムへの登録の際、複数人で確認をするよう局内で徹底した。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 | 府立金剛コロニー改修工事は、既存資産の一部の取替を伴うものであるが、当該資産が設備一式として登載されているため、除却処理を行わなかった結果、公有財産台帳上の資産残高及び大阪府新公会計制度上の資産残高が過大計上となっている。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 | 新規資産の取得原価 |
| 空調設備改修工事　　　 | 36,158,740円 |
| 受変電設備その他改修電気設備工事 | 45,033,450円 |
| 汚水処理場改修設備工事 | 22,321,280円 |

 | 【是正を求めるもの】公有財産台帳において保有資産の実態を適切に表すため、撤去された施設については、速やかに公有財産台帳から除却処理されたい。担当者のみならず、決裁者も含めて、公有財産の管理のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳価格）第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。（４） 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。イ　台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。別表４　固定資産計上基準表【５】除却・取替処理方針　１　売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合　　　次の方法で台帳から除却を行う。(1)　台帳に登載される１財産単位で滅失した場合⇒登載されている取得価額及び減価償却累計額を除却する。(2)　１財産の一部を滅失した場合⇒除却した部分相当額を減額する。⇒除却すべき取得価額及び減価償却累計額は以下のいずれかの方法で行う。ア　積算書の原議を用いて算出イ　数量按分で算出ウ　再調達価格と別に定める「建設工事費デフレーター」を用いて算出※端数処理は小数第１位を四捨五入 |

 | 公有財産台帳に撤去した施設の除却を登載することにより、是正を行った。本件是正に当たり、財産活用課等の関係機関の指導を受け、その内容について、課内関係職員に周知を行った。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 都市整備部　都市整備総務課及び事業管理室 | ２　大阪府公有財産台帳等処理要領に、除却価格の算出価格の算定が困難な場合に対応する再調達価格とデフレータを用いた算出方法の考え方が示されている。都市整備部は、多種多様のインフラ資産を有しており、処理要領だけでは十分な対応ができないため、「都市整備部固定資産計上基準」を定めている。同基準には、道路舗装及び河川護岸の除却について、再調達価格とデフレータを用いた具体的な除却価格の算出方法が定められているが、それ以外のインフラ資産（港湾護岸、下水処理設備、公園園路など）の具体的な算出ルールは定められていない。【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】（台帳の異動登録）第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）（台帳価格）第12条(5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。別表４　固定資産計上基準表（抜粋） 【５】除却・取替処理方針１　売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合(2) １財産の一部を滅失した場合⇒除却した部分相当額を減額する。⇒除却すべき取得価額及び減価償却累計額は以下のいずれかの方法で行う。(1)積算書の原議を用いて算出　(2)数量按分で算出　(3)再調達価格と別に定める「建設工事費デフレーター」を用いて算出 | ２　都市整備総務課及び事業管理室は、道路舗装及び河川護岸の除却以外についても、インフラ資産の具体的な除却価格算出ルールを明確に定められたい。３　今後の取得資産については、「設備一式」として登載するのでなく、適切な区分で登載することが望ましいことから、区分ごとに公有財産台帳に登載するルールについて関係課と調整されたい。 | 「都市整備部固定資産計上基準」を改定し、公園園路、港湾護岸、下水処理設備等の除却ルールを規定した。また、取得資産を「設備一式」としていた登載方法を、区分可能な資産単位で登録するよう担当者に周知した。今後も大阪府公有財産台帳等処理要領及び都市整備部固定資産計上基準に基づき、適切な事務処理を行う。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 政策企画部戦略事業室空港・広域インフラ課 | 　平成25年12月、岬町多奈川地区の多目的公園において、事業者から寄付を受けた太陽光発電所の見学場所に係る植栽、転落防止柵等の工作物の公有財産台帳への登録価格に消費税相当額が含まれていなかった。また、新公会計制度における資産計上額及び減価償却額が過少となっていた。（寄付を受けた工作物）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 財産名称 | 誤登録価格 | 消費税相当額 | 正登録価格 |
| 見学施設舗装 | 6,004,000円 | 300,200円 | 6,304,200円 |
| 見学施設柵 | 1,496,000円 | 74,800円 | 1,570,800円 |
| 見学施設サイン | 1,350,000円 | 67,500円 | 1,417,500円 |
| 見学施設植栽 | 145,000円 | 7,250円 | 152,250円 |
| 合　　計 | 8,995,000円 | 449,750円 | 9,444,750円 |

 | 【是正を求めるもの】速やかに是正措置を講じるとともに、公有財産台帳登録事務について適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳価格）第12条　台帳に登録する取得価額（１円に満たない場合は１円とする。）は、次の各号によるものとする。　(2)　無償取得に係るものは、時価に比準して算定した金額とする。 | 公有財産台帳への登録価格については、消費税相当額を含む正規の価格が反映されるよう、台帳システムで台帳登録価格の修正を行うことにより、是正を行った。また、新公会計制度における資産計上額等の誤りについても、仕分け訂正の会計処理を行うことにより是正を行った。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 府民文化部私学・大学課 | 平成23年４月１日に工業高等専門学校の工作物を大阪府立大学に無償譲渡し、公有財産システム上閉鎖登録を行ったが、もともと上記工作物が二重に大阪府の公有財産台帳に登録されていたため、二重に登録されていた一方のみが閉鎖登録され、もう一方が大阪府の公有財産台帳に登載されていた。これにより、大阪府の公有財産台帳及び大阪府新公会計制度上の資産残高が過大計上となっていた。譲渡資産の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 財産名称 | 種目 | 譲渡資産の取得価額 | 譲渡資産の簿価（注） |
| 下水設備 | 下水 | 116,661千円 | 24,721千円 |
| 渡り廊下(中央） | 雑工作物 | 36,302千円 | 17,445千円 |
| 水道設備 | 水道 | 39,312千円 | 16,162千円 |
| 屋外キューピクル | 変電装置 | 31,701千円 | 14,089千円 |
| その他43件 | 雑工作物等 | 185,318千円 | 39,752千円 |
| 合計 | 409,294千円 | 112,169千円 |

（注）千円未満を四捨五入している。 | 【是正を求めるもの】譲渡資産が公有財産台帳に登載された状態となっており、正しく資産の保有状況が反映されていないことから、適正な資産管理及び正確な財務諸表作成のため、譲渡資産を公有財産台帳上速やかに閉鎖登録されたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】第７条　（略）２　部局長等は、システムを用いて、所管する財産の取得登録、異動登録、及び閉鎖登録を行い、所管財産の台帳を管理するものとする。 | 無償譲渡した工作物については、大阪府公有財産台帳上、閉鎖登録した。今後は、適正な資産管理に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課 | 中之島にぎわいの森構想の推進事業において、緑化設計業務及び寄附を受けた緑化整備工事の公有財産台帳への登録が漏れていた。（公有財産台帳登録漏れ分）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 金額 | 寄附物件収受日 | 資産計上 | 財産台帳 |
| 中之島にぎわいの森づくり緑化整備工事 | 33,927,600円 | 平成26年3月10日 | 未計上 | 未登録 |
| 中之島にぎわいの森づくり緑化設計業務 | 2,685,900円 |  | 未計上 | 未登録 |

 | 【是正を求めるもの】固定資産保有の実態を公有財産台帳において適切に表すため、関係部局とも協議のうえ、公有財産台帳への登録及び新公会計制度上の資産計上を速やかに実施されたい。○大阪府公有財産台帳等処理要領（台帳の取得登録）第４条　財産を取得した場合は、公有財産台帳管理システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。（以下略）（台帳の異動登録）第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかに公有財産台帳管理システムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）別表２　移動理由表（抜粋)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公有財産台帳登録情報 | 複式会計情報 | 摘要 |
| コード | 異動理由 | 大分類 | 大分類　名称 |
| 020 | 寄附（＋） | 30 | 寄付（受） | 無償譲受含む |

別表４　固定資産計上基準表　【固定資産計上の基本方針】２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。

|  |  |
| --- | --- |
| 【１】取得時  | 　 |
| 財産種別 | 科目 | 主な支出内訳 | 資産計上 |
| 工作物 | 委託料 | 実施設計費・詳細設計費・工事監理費（工作物の取得又は新設・築造工事に関するもの） | ● |

　　　　　　　　　　　●・・・資産として計上する | 監査からの指摘後、直ちに、関係課と協議調整のうえ、新公会計システムへの資産計上を実施した。また、公有財産台帳への登録については、緑化整備工事・緑化設計業務ともに、公有財産台帳等管理システムの入力制限解除後、登録を行い、河川管理者の公有財産として所管換え手続を行った。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象部局室課名 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 総務部　庁舎周辺整備課 | 平成25年度に実施した大阪府議会会館北側駐車場の整備工事に関連する支出について、「一般管理費」として処理し、資産計上及び公有財産台帳への登録を行っていなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事名称 | 金額 | 工事完了日 | 資産計上 | 財産台帳 |
| 大阪府議会会館北側駐車場ゲート設置工事 | 2,493,750円 | 平成25年12月２日 | 未計上 | 未登録 |
| 大阪府議会会館北側駐車場スペース舗装工事 | 2,415,000円 | 平成26年３月31日 | 未計上 | 未登録 |
| 大阪府議会会館北側駐車場表示灯増設工事 | 1,396,500円 | 平成26年３月31日 | 未計上 | 未登録 |

　 | 【是正を求めるもの】駐車場整備のための支出については、事業用資産「工作物」として資産計上を行うとともに、公有財産台帳への登録を行う必要があるため、速やかに是正措置を講じられたい。また、担当者、決裁関与者は、固定資産への計上基準及び公有財産台帳への登録について、その理解とチェックを徹底され**た**い。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳の取得登録）第４条　財産を取得した場合は、公有財産台帳管理システムを用いて取得登録を行うものとする。別表３－１．工作物（事業用資産）耐用年数一覧表　（抜粋）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 構造種別（主体構造） |
| 種目 | 用途 |
| 雑工作物 | 駐車場アスファルト | 10年（区分なし） |

【大阪府財務諸表作成基準】（固定資産の分類及び計上）第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。（１）事業用資産　ア　有形固定資産　公有財産のうち、土地、建物、工作物、立木竹、船舶、浮標等及び航空機を計上する。（以下略） | 　平成25年度に実施した大阪府議会会館北側駐車場の整備工事に関連する支出については、工事完了引継書等を基に工事担当者との確認及び公有財産台帳等処理要領との照合を行った上で、公有財産台帳へ登録（過年度修正）し、工作物として資産計上した。　今後は、固定資産への計上基準及び公有財産台帳への登録について、理解とチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。 |